

JA自転車倶楽部

日常生活個人賠償責任補償特約付帯交通事故傷害保険

自転車事故による相手方への賠償や ご自身のケガへの補償が充実

11月1日(火)から、「JA自転車倶楽部」の募集を開始します。自転車は、その気軽さや便利さの裏にさまざまな危険が潜み、ご自身がケガをするだけでなく、歩行者にケガをさせたり、他人の財物を壊して高額な賠償金を請求されるケースもあります。そんな日常生活における賠償責任と交通事故などによるケガを補償する「JA自転車倶楽部」をおすすめします。

保険責任開始日は平成29年3月1日からとなります



転倒などによるご自身のケガ

こんな時に！



他人の財物に損害を与える



衝突などにより
他人にケガをさせる

◆補償内容と保険金額

(保険期間:1年、保険料の払込方法:一時払)

補償内容	被保険者	保険金額	
賠償責任の保障	被保険者ご本人※1	日常生活個人賠償責任保険金額 (自己負担額0円) (示談交渉サービス付)	1億円
	配偶者		
	その他のご親族※2		
交通事故等による ケガの補償※3	被保険者ご本人※1	死亡・後遺障害保険金額	500万円
		入院保険金日額(180日限度)	5,000円
		手術保険金額	入院保険金日額の10倍または5倍
年間保険料			4,800円

※1 加入者証記載の被保険者の方をいいます。

※2 ご本人またはその配偶者の「同居のご親族」および「別居の未婚のお子さま」をいいます。「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。「ご親族」とは、ご本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

※3 通院の補償はありませんのでご注意ください。

<引受保険会社> 共栄火災海上保険株式会社

B1622427K1222-20161007

詳しくは支店窓口にお問い合わせください